

平成28年第7回新居浜市農業委員会農政部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年7月5日(火曜日) 13:30～13:50
(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14人

第1番	篠原浩司	第2番	真木増次郎
第3番	久枝啓一	第4番	藤田幸正
第5番	小野輝雄	第6番	小野義尚
第7番	高橋繁	第8番	高橋敬雄
第9番	曾我部英敏	第10番	近藤上
第11番	合田有良	第12番	村尾浩一
第13番	松木忠夫	第16番	加藤武雄

(2) 欠席委員 1人

第14番 高橋征三

(3) 農政部会委員外委員 14人(農地部会委員)

農地部会長	岡部正明	篠原修
	寺尾俊行	小野春雄
	守谷博明	神野賢二
	岡田充	矢野重明
	福田満壽夫	山下元
	桑山尚久	村上勝利
	加藤喜三男	古川一豊

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	戸張博司	事務局次長	横川俊彦
農政係長	山之内奈緒美	臨時職員	中山麻美

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

議案第1号 「平成28年度荒廃農地の発生・解消状況調査について」



6 議 事

13時30分開会

横川次長

ご起立ください。礼。ご着席ください。

委員の出席状況をご報告いたします。

在任委員15人、出席委員14人でございます。よって、「過半数に達しており、」この会が成立していることをご報告いたします。

それでは、藤田農政部会長、よろしく願いいたします。

藤田部会長

皆さん、こんにちは。

非常に暑い日が続いております。なかなか暑くならず困っておりますが、急に暑くなり、梅雨前線も九州の南側、日本海にあるということで、天候も安定せず、まだまだ今週も暑い日が続くということでございますので、体調管理には十分注意をし、農耕等でご活躍をされますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成28年 第7回新居浜市農業委員会 農政部会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において 篠原 浩司委員さんと 真木 増次郎委員さんを指名いたします。御両名よろしくお願いいたします。

それでは、御案内しておりましたとおり、「平成28年度荒廃農地の発生・解消状況調査について」を議題といたします。

昨年、皆さまにご協力をいただきまして荒廃農地全体調査を行ってまいりました。この調査は、農地法第30条1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが定められており今年度も荒廃農地の発生・解消状況調査を実施したいと思います。調査内容の確認等について、事務局から説明を願います。山之内係長。

山之内係長

平成28年度、荒廃農地実態調査について、説明いたします。日頃から、農業委員の担当地区の農地利用状況に目を配る日常的なパトロールの実施をお願いしておりますが、農地法第30条1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが定められており、今年度も荒廃農地実態調

査を実施したいと思います。今年法改により、農地の利用の最適化が農業委員会で必須業務になり、遊休農地の発生防止、解消対策に積極的に取り組んでいくことになりました。資料の1ページをごらん下さい。新制度での遊休農地に関する措置の概要になります。遊休農地の所有者等に対して、利用意向調査を実施し、意向どおり取組を行わない場合、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に県知事の裁定により農地中間管理機構が農地中間管理権を取得できるようになります。2ページをごらんください。1ページで説明した遊休農地に関する措置の流れになります。3ページをごらんください。遊休農地の課税強化の資料となります。対象となる遊休農地ですが、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象となります。中間管理機構との協議勧告が行われるのは、機構への貸付けの意志を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。結果的には、固定資産税は1.8倍になります。ただし、協議の勧告の対象とならない場合がありますので、説明いたします。農地中間管理事業の1枚のパンフレットの下の方に、農業委員会による遊休農地の利用意向調査についての欄をご覧ください。機構は、農業委員会から利用意向調査の結果について報告があれば、借受けの有無について判断し、回答します。その結果の如何にかかわらず、機構から回答をうけた遊休農地については、勧告の対象から外れ、固定資産税は課税強化されません。資料の最後に新居浜市の農業振興地域の地図をつけております。赤色が農用地区域、緑色が農業振興地域になりますので、参考にしてください。

それでは、荒廃農地実態調査手順について説明いたします。まず、農協の支所別に地区を分けて、班編成を行います。例えば、本所地区の委員なら、本所班というように、各自の地区の班に入っていただきます。

お配りした、「平成28年度 荒廃農地調査班分表(案)」をご覧ください。班ごとに現地調査をする日程を決めて頂きますので、部会終了後に事務局へ日程の報告をお願いいたします。平成27年度は、委員及び事務局職員等で、7月から9月にかけて、荒廃農地実態調査を実施しました。今年は、

7月から8月にかけて実施したいと思います。

なお、現地調査には、事務局職員等も同行しますので、よろしく願いいたします。

次に調査方法ですが、お配りしております、荒廃農地一覧と荒廃農地一覧の記入方法をご覧ください。

荒廃農地一覧ですが、左から、所在地、上段に所有者、下段に耕作者、現況面積、登記簿地目、現況地目、平成27年区分、新旧の別、解消区分、解消日、意向、平成28年の欄、右端に地図帳のページを記載しております。

荒廃農地一覧の記入方法をご覧ください。新規に発見した荒廃農地の場合は、地図に赤で印をつけていただき、別紙の荒廃農地調査新規発見分に記入をお願いします。

今回の現地調査で、再発生・再解消の場合は、「再（発）」、「再（消）」を記入して下さい。次に、解消分類の欄ですが、ア 営農再開 イ 基盤整備後営農再開 ウ 保全管理を記入して下さい。H27年と変更のない場合は、カタカナを記入していただくか、H27のところに○をつけてください。

変更の場合には、H27のところにカタカナを記入して下さい。

次に、意向の欄ですが、利用意向調査の結果になります。所有者と耕作者が同じ場合は、1 自ら耕作または耕作予定 2 中間管理事業を利用してもよい 3 新居浜市農業再生協議会が行う農地所有者代理事業を利用しても良い 4 自ら貸したいまたは売りたい 5 その他 所有者と耕作人が違う場合は、1 自ら耕作または耕作予定 2 所有者の方に返したい 3 その他 になっております。現地調査の際には、1 自ら耕作または耕作予定と回答のあった農地がどうなっているかの確認をよろしく願いいたします。

お手元に、昨年調査した結果を色塗りした住宅地図、調査結果を記入していただくための荒廃農地一覧をお配りいたしておりますのでそれを基に調査をお願いいたします。委員の皆様には、お忙しいところ、現地調査の前にお時間があれば、担当地区の事前調査をお願いできればと思います。

最後に、えひめ農林漁業振興機構から平成28年度版の農地中間管理事業の手引きが届きましたので、お配りしております。在庫がありますので、必要な方は事務局まで連絡して

ください。以上で、説明を終わります。

藤田部会長

以上、事務局から、荒廃農地の発生・解消状況調査について説明をしていただきましたが、質問やご意見等はございませんか。日程の調整など、それぞれの地区で話し合われて、事務局の方に届けていただくとよいということでございます。

どうぞ。久枝委員。

久枝委員

すぐに耕作放棄地にするのではなくて、3年位で見ながら対応していこうということでやってきておりましたが、2年続いている、そしてまだ続いているという風にした方がいいのでしょうか。

戸張局長

今の制度上、遊休農地と認定してしまうと遊休農地の取り消しがきかないそうです。そうなると、相手に縛りを与えてしまっても難しいということになってきますので、猶予を与えた方がいいのではないだろうか、というのが今の農業委員会の見解でございます。土地だけを見るのではなく、その世帯の状況を含めながらの判断にしたいので、見た目だけの判断ではなく、3年程度の猶予があった方がいいのでは、というのが事務局側の見解です。

久枝委員

2年間放棄されている、それでも先ほど言われたように、あと1年猶予をもって3年待ってみよう、という考えでいいのでしょうか。

戸張局長

はい、できればそうお願いしたいと考えております。

藤田部会長

はい、合田委員。

合田委員

結構ペナルティが厳しいと思うのですが、今までの遊休農地の調査と、かなりやり方を変えてやらないと、誤った情報を農業委員会に伝えてしまうことになりませんか。農業基本台帳調査のように、かなり相手に細かくヒヤリングをしていかないと、相手に迷惑をかけてしまう可能性があると思うのですが、そのあたりはどうお考えですか。

山之内係長

来年度から、農地利用最適化委員が入ってくることを見越しての今回の法改正となっております。去年の意向調査の結果をもつての今回の遊休農地の調査になるので、意向調査で「自ら耕作したい」と回答があった所が現在どうなっているのかを、農業委員さんと事務局職員で見たいと思います。

戸張局長

この調査によって課税が1.8倍になるというのは、昨年

度の調査からのものが対象とされています。これについては、事務局の方で意向調査を行っております。その中で、「回答がない」とか「農地中間管理機構に貸しても良い」とか、色々あるのですが、本当に農地に全く関与しないという相続世帯なども含めて、一応は、農地中間管理機構に「こういう土地がありますが、現実的に貸し付ける相手がない」という届出を行います。それによって、その土地については課税の対象にならない、という風になります。事務局としては、相手方の回答がない物件についても、一応中間管理機構にお伺いをたて、なるべく課税がかからないようにしていきたい、そしてその後しっかりと追跡調査を行い、土地の所有者に対してコンタクトをとり、その方達に今後の意向調査を行い、その結果次第では1.8倍にせざるを得ないと、考えております。ですので、今年度出てきた遊休農地については、再来年度の課税の対象になるわけですから、追跡調査を行って、本意を聞くという風なことを考えております。

合田委員

わかりました。あと1つお願いしておきたいのは、私のエリアの中に、住宅地域というものが 있습니다。その地域は、中間管理機構の対象にならないんです。そこにお住みの方がご存じだったらいいのですが、農業委員会が「中間管理機構に預けますか」と意向を確かめただけだと「預けます」という返事をする方もいらっしゃるかと思います。でも、「預けます」といっても預かってくれませんので、そういうエリアの人には、きちんと周知をしておいていただけるよう配慮していただきたいと思います。

戸張局長

合田委員がおっしゃられたように、対象の地域は旧市街化調整区域だけとなりますので、それらの土地に存在する遊休農地については土地所有者に対してそのまま放置されると、課税が1.8倍になりますよということは、農業委員さんからもお伝え願いたいし、事務局の方からも文書を添付するなどしていきたいと思っております。

合田委員

わかりました。

藤田部会長

他にございませんか。

いずれにいたしましても、それぞれの地区で調査をしていて頂きますので、事務局の方に日程の届出、打ち合わせをしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、平成28年 第7回新居浜市農業委員会
農政部会を閉会いたします。

横川次長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

◇

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により
ここに署名する。
新居浜市農業委員会農政部会

部 会 長

委 員

委 員